## 建築物の敷地面積の最低限度の適用除外規定(焼津市)

次に掲げるいずれかに該当する土地については、前述の建築物の敷地面積の最低限度(以下「最低限度」という。)の定めは適用しない。

- 1 最低限度の定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができる土地で、次の各号のいずれかに掲げる公共施設等の整備と合わせて、当該土地を含む区域において、当該公共施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用するもの又は当該公共施設等の用に供する土地を除き分割される各々をそれぞれーの敷地として使用するもの
- (1) 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 又は都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) による道路

ただし、都市計画法第 29 条の規定による許可を受けた開発行為に係るものを除く

- (2) 河川、水路その他これらに類する公共公益施設
- 2 当該土地を含む区域において、土地区画整理法(昭和29年法律第 119 号)第98条 第 1 項の規定による仮換地の指定、同法第 103 条第 1 項の規定による換地処分その 他の法令によるこれらに準じた処分等を受けた土地(当該処分等のもととなった事業計画等の認可又は決定の公告があった際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する ことができた土地と照応するものに限る。)で、その全部を一の敷地として使用するもの